

振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

施設名		振動規制法		環境の保全と創造に関する条例	
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
金属加工機	液圧プレス	1 - イ	すべてのもの	1	矯正プレスを除く
	機械プレス	1 - ロ	すべてのもの		すべてのもの
	せん断機	1 - ハ	原動機の定格出力が1kw以上のもの		原動機の定格出力が1kw以上のもの
	鍛造機	1 - ニ	すべてのもの		すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	1 - ホ	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの		原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	打抜機	-	—		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
	製管機械	-	—		すべてのもの
	圧延機械	-	—		原動機の定格出力が22.5kw以上のもの
圧縮機(冷凍機用を除く)		2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機ふるい及び分級機		3	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	3	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
織機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるものに限る
コンクリートブロックマシン		5	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの	5	すべてのもの
コンクリート管製造機械			原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの		すべてのもの
コンクリート柱製造機械			原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの		すべてのもの
木材加工機	ドラムパーカー	6 - イ	すべてのもの	6	すべてのもの
	チッパー	6 - ロ	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの		すべてのもの
印刷機械		7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
ゴム練用又は、合成樹脂用のロール機		8	カレンダーロール機以外 原動機の定格出力が30kw以上のもの	8	カレンダーロール機以外 原動機の定格出力が30kw以上のもの
合成樹脂射出成型機		9	すべてのもの	9	すべてのもの
鋳造型機		10	ジョルト式のものに限る	10	ジョルト式のものに限る